

青森県報

号外第五十九号

平成二十一年八月十八日(火曜日)

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超えた数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分會長及び同職務代理人の選任	(事務局)	同	同	二
最高裁判所裁判官国民審査における審査分會長及び同職務代理人の選任	(事務局)	同	同	二
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式等	(事務局)	同	同	三
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙の様式等	(事務局)	同	同	三
衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等	(事務局)	同	同	三
衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数	(事務局)	同	同	四
衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるぐじを行う場所及び日時	(事務局)	同	同	五

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第40号

平成二十一年八月十七日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の

衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所等に掲示する名簿届出政党等の名称等の順序を定めるくじを行う場

一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一 县議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二 县議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

三 县議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二六一、〇一二人

一三三、三三三人

東津軽郡選挙区	八	一四一人
西津軽郡選挙区	六	五四五人
南津軽郡選挙区	六	八九〇人
北津軽郡選挙区	八	四一七人
上北郡選挙区	二八	九五三人
三戸郡選挙区	二一	七九五人
青森市選挙区	八四	〇八四人
八戸市選挙区	六五	八二五人
黒石市選挙区	一〇	三〇〇人
五所川原市選挙区	二〇	八八九人
十和田市選挙区	一八	〇七六人
三沢市選挙区	一一	一七一人
むつ市選挙区	二三	八五四人

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第六百六十二号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

青森県選挙管理委員会告示第四十一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第六百六十二号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一 县議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二 县議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二六一、〇一二人

一三三、三三三人

選挙区	氏名	選挙長		選挙長職務代理人
		住 所	姓 名	
第一区	川村能人	八上北郡七戸町字寒水	佐藤茂宗	青森市東造道一丁目
第二区	和田元見	北津軽郡板柳町大字赤	一一番二号	相坂八六番地
第三区	野沢龍夫	番地六四番地	青森市大字白銀町字相坂字	栗沢道二六番地一六
第四区	一戸一剛	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤	義竹ヶ原重	弘前市大字松原東五
		字中村町字中山ノ井大		丁目九番地二四
	黒滝勇	相坂八六番地		

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

つがる市選挙区	一〇、六三人
平川市選挙区	一二、九三三人

平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

選挙分会長	選挙分会長職務代理者
氏名	住所
川村能人	北津軽郡板柳町大字板柳
野沢龍夫	三戸郡階上町大字赤保内

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十一号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

審査分会長	審査分会長職務代理者
氏名	住所
一戸一剛	西津軽郡鰺ヶ沢町中山ノ井二〇四番中
和田元見	上北郡七戸町字寒水八番地八

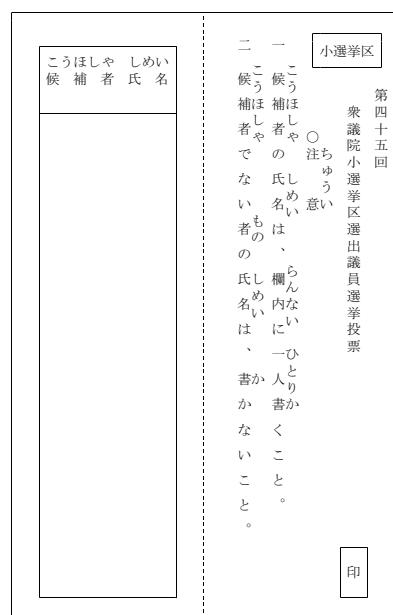
青森県選挙管理委員会告示第四十四号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成二十一年八月十八日

一 衆議院小選挙区選出議員選挙用

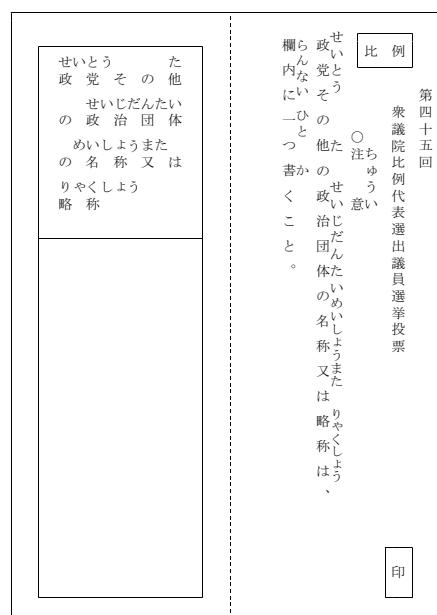
1 様式



青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

二 衆議院比例代表選出議員選挙用

1 様式



印は青森県選挙管理委員会印のうち10ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

規格はおおむね縦一一・ハセンチメートル、横八・〇センチメートルとする。紙質はB.P.コート紙一一〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。

2

規格はおおむね縦一一・ハセンチメートル、横八・〇センチメートルとする。

紙質はB-P「コード紙」一〇キログラム片面刷りとし、紙色は薄い水色、赤刷りとする。

印は青森県選挙管理委員会印の「うち一〇ミリメートル平方の印とし、赤刷込みとする。

三 最高裁判所裁判官国民審査用 1 様式

第二十一回 最高裁判所裁判官 国民審査投票	
○注 ちゅう うい 注意	一 やめさせた方がよいと思う さいばんかんせた方がよいと思う 裁判官に書いては、その名な うえの欄に×を書くこと。 二 やめさせなくてよいと思 さいばんかんせなくてよいと思 う 裁判官については、何とも書かう かないこと。 ×を書かく欄
	裁 さい ばん かん 官 の 名 な

印

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における点字投票に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 衆議院小選挙区選出議員選挙用 1 様式

投票用紙の表面の右上から右下にかけて点字で上記のように表示する。

小選挙区 第四十五回 衆議院小選挙区選出議員選挙投票	
○注 ちゅう うい 注意	一 候補者の氏名は、欄内にひとり書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 こうほしゃしめい
	印

印

2 規格等

規格はおおむね縦一一・ハセンチメートル、横八・〇センチメートルとする。

規格はおおむね縦九・一センチメートル、横一一・ハセンチメートルとする。

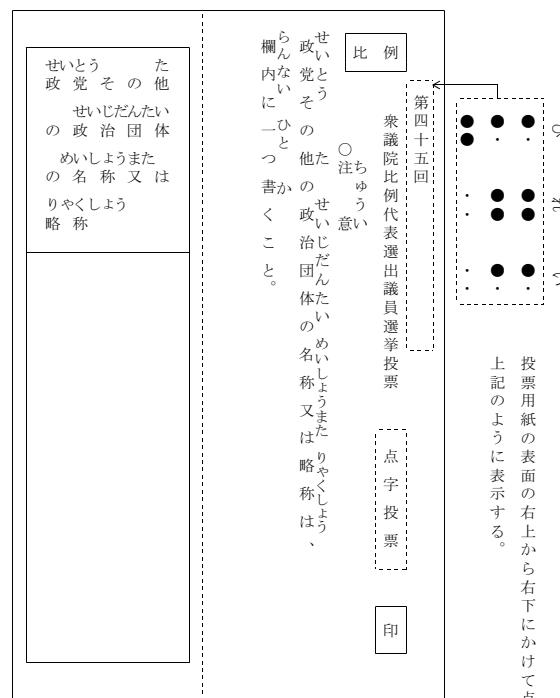
紙質はB-P「コード紙」一〇キログラム片面刷りとし、紙色はピンク色、黒刷りとする。

印は青森県選挙管理委員会印の「うち一〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

印は青森県選挙管理委員会印の「うち一〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

二 衆議院比例代表選出議員選挙用

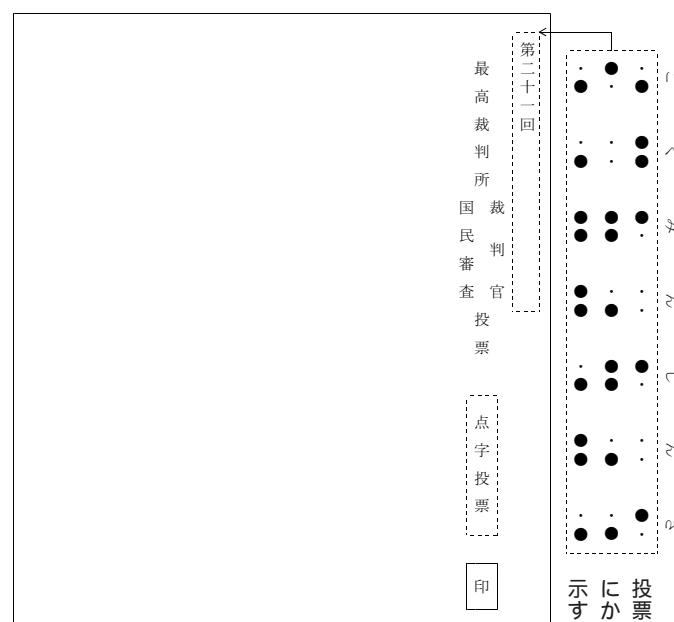
1 様式



投票用紙の表面の右上から右下にかけて点字で上記のように表示する。

三 最高裁判所裁判官国民審査用

1 様式



投票用紙の表面の右上から右下にかけて点字で上記のように表示する。

2

規格等

規格はおおむね縦一一・ハセンチメートル、横八・〇センチメートルとする。紙質は上質紙一一〇キログラム片面刷りとし、紙色は薄い水色、赤刷りとする。印は青森県選挙管理委員会印のうが一一〇ミリメートル平方の印とし、赤刷込みとする。

2

規格等

規格はおおむね縦九・一センチメートル、横一一・ハセンチメートルとする。紙質は上質紙一一〇キログラム片面刷りとし、紙色はピンク色、黒刷りとする。印は青森県選挙管理委員会印のうが一一〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

2

規格等

規格はおおむね縦九・一センチメートル、横一一・ハセンチメートルとする。紙質は上質紙一一〇キログラム片面刷りとし、紙色はピンク色、黒刷りとする。印は青森県選挙管理委員会印のうが一一〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成二十一年八月十八日

一 衆議院小選挙区選出議員選挙用

1 様式

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

第一回衆議院小選挙区選出議員選挙 船員不在者投票
○注意 一 こうほしやの氏名は、欄内にひとり書くこと。 二 こうほしやでない者の氏名は、書かないこと。

第一回衆議院小選挙区選出議員選挙 船員不在者投票
こうほしや 候補者氏名

規格等
規格はおおむね縦一一・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。
紙質は上質紙七〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。

二 衆議院比例代表選出議員選挙用

1 様式

第一回衆議院比例代表選出議員選挙
船員不在者投票

○注意
せいとう
政党その他の
せいじだんたい
の政治団体
めいじょうまた
の名称又は
りやくしょう
略称



第一回衆議院比例代表選出議員選挙 船員不在者投票
せいとう 政党その他の せいじだんたい の政治団体 めいじょうまた の名称又は りやくしょう 略称

2 規格等

規格はおおむね縦一一・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定めたので告示する。

平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区名	掲示面の区画数
第一区	八
第二区	六
第三区	六
第四区	六

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のように定めたので告示する。

平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

紙質は上質紙七〇キログラム片面刷りとし、紙色は薄い水色、赤刷りとする。

第二区	第一区	選挙区名	場所	日時
青森市中央一丁目一一番一八号 ラ・プラス青い森三階「カトレア」	青森市中央一丁目一一番一八号 ラ・プラス青い森三階「ブリムラ」	青森県選挙管理委員会委員長	川 村 能 人	午前十時三十分

平成二十一年八月十八日

くじを行う場所	くじを行う日時
青森県選挙管理委員会事務局 青森市長島一丁目一一番一号	平成二十一年八月十八日 午後七時

青森県選挙管理委員会告示第五十号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十一月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十四条の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 場 所 青森市中央一丁目一一番一八号 ラ・プラス青い森三階「ブリムラ」
二 日 時 平成二十一年九月一日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次とおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 場 所 青森市中央一丁目一一番一八号 ラ・プラス青い森三階「カトレア」
二 日 時 平成二十一年九月一日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法

第三区	第四区
青森市中央一丁目一一番一八号 ラ・プラス青い森三階「ブリムラ」	平成二十一年九月一日 午前十一時

第三区	第四区
青森市中央一丁目一一番一八号 ラ・プラス青い森三階「カトレア」	平成二十一年九月一日 午前十一時

(昭和二十五年法律第二百号) 第百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することができる金額は、次のとおりであるので同法第二百九十六条の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

第一区制限額	一四、三一八、四〇〇円
第二区制限額	二二、七四七、四〇〇円
第三区制限額	一三、〇四一、九〇〇円
第四区制限額	一三、七八一、四〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成二十一年八月十八日

青森県選挙管理委員会事務局 川村能人

場所 青森市長島一丁目一番一号
所在地 青森市長島一丁目一番一号
ただし、平成二十一年八月十八日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

選挙区名	場所	所在地
第一区	青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号
第二区	十和田市役所新館五階第一会議室	十和田市西十二番町六番一号
第三区	八戸市庁別館六階会議室	八戸市内丸一丁目一番一号
第四区	弘前市役所新館一階大會議室	弘前市大字上白銀町一番地一

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長 川村能人

一場所 青森市長島一丁目一番一号
青森県選挙管理委員会事務局

二日時 平成二十一年八月二十七日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長 和田元見

一場所 青森市長島一丁目一番一号
青森県選挙管理委員会事務局

二日時 平成二十一年八月二十七日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長

野 沢 龍 夫

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十一年八月二十七日 午後五時二十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区選挙長 一 戸 一 剛

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十一年八月二十七日 午後五時二十分

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十一年八月十八日

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 川 村 能 人

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十一年八月二十七日 午後五時三十分

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株式 会社七 号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行